２０２３－２０２４年度　　　第２回法人推進委員会議事録（案）

日時　 ２０２３年８月１７日（木）　１９時から２０時47分

方式　 ズームによるビデオ会議

出席　　委員長 佐藤重良　・副委員長　・宮内友弥・板村哲也

　 大澤和子・大澤篤人・衣笠輝夫・齋藤宙也・鈴木伊知郎・辻　剛

 深尾香子・藤原一正・山本俊一・若木一美

職責委員：山田公平理事・小林隆事務所長・大和田浩二書記（合計16名）

欠席 大久保知宏　車塚潤（2名）

＊委員会　メンバーは18名　　　16名出席　 ［敬称略］

座長　佐藤重良

資料　前回の議事録（第１回）承認

　　　神田川の会　運送業の場合

　　　法人の概要書　修正前

挨拶　山田公平理事

　　　　議題満載、よろしくお願いします。

１　報告事項

　　戸塚クラブの吉原さんへの回答…**任意団体と社団法人は、現状は並走**（板村さん回答）

＜参照＞板村さんのメール

〜〜〜〜〜ここから引用〜〜〜〜〜

*大和田様*

*ご質問頂きましたことの説明、回答は以下の通りです。*

*私は吉原さんに回答する立場にありませんので、下記を適宜引用、転記頂いて結構です。*

*（私から法人推進委員の皆さまには何も連絡・了解を取りませんが、記述内容に間違いはないと思います。）*

*＜任意団体と一般社団法人の関係＞*

*・任意団体の東日本区と一般社団法人（一社）の東日本区は並存しています。一社ができて任意団体が解散となったのではありません。*

*（言い方を変えれば二つの顔を持っています）*

*・一社は法律上の運営、権利義務の行使を一社定款（東京法務局に登記済）に基づき行います。*

*・区の日常の運営は任意団体の区の定款（国際協会承認）に基づき行います。*

*・任意団体の会員は個人（自然人）ですが、一社の会員は（任意団体の）各クラブと一部の個人（自然人）です。*

*一社の運営は各クラブの日常の運営には影響がありません（区レベルでは一社の事務処理がありますが）。*

*・機関決議は任意団体の決議と一社の決議を兼ねています（一部例外あり）。*

*（注）一社の定款は極力任意団体の定款と同じにしてありますが、任意団体側に一部特殊な（法律と一致しない）規定があり（＊）この部分は一致できず、それぞれの規定となっています。*

*＊例：任意団体では年次代議員会を年度内に開催、一社では会員総会を年度終了後に開催。*

*・一社の運営、事務処理は違法とならない範囲で極力簡素化、省力して行う。*

〜〜〜〜〜ここまで引用〜〜〜〜〜

＜説明＞

任意団体は解散していません。

現在、東日本区の実質的運営、意思決定は任意団体の定款に基づき実施されており、これまで（一社設立以前）と何も変わりません。

一社が任意団体と異なることを行うことは基本的になく、任意団体で行っていることは一社で行っていることを兼ねています。

ただ、一社の場合、日本の法律に従い処理せねばならないことが有り（例えば年度終了後の会員総会、会員総会で承認された役員交代の法務局での登記）この部分は、任意団体の日常の運営の中では処理できないので、その機会を設定し処理する必要が有ります。

任意団体の臨時代議員会（８月）では前年度の事業報告、決算の承認を行うわけですが（6月の代議員会の時点では年度が終了していないので）、この任意団体の臨時代議員会で一社の会員総会を一緒に開催することにしています。（実質的に内容が同じものを、任意団体、一社で別々に設定して行うのは効率的でないので）

今回の臨時代議員会も従来の臨時代議員会の議案に一社の会員総会の議案を加え開催ということになっています。

※会員に周知していないので、板村さん（一社設立時理事長）のコメントを参考に知らせる。

２　議事

1. 書記の指名　　大澤和子（第2回）
2. 前回の議事録説明と承認　　佐藤委員長から説明　　**議事録承認**
3. 一社の概要書の修正と印刷の発注　ロースターの送付と合わせる

⇒細かい部分の誤字脱字10か所くらい、直近の国際協会会員数を（利根川さんに確認）、「て・に・を・は」など修正…**小林さん中心に早急に修正。ロースターの発送は9月1日発送の予定。無理の場合は発送の時期を少し伸ばす。**

1. 神田川船の会の件

　山本　（東京グリーンクラブからのメールと山本さん調べの資料参照）説明

　　　　　　斎藤　**東京Yで旅行業を持っていれば問題ない。課外授業については東京Yに委託して、ワイズはガイドや広報などをして分担すれば問題ない。**

（議論は省略）

＜会議終了後、大澤担当主事より、連絡があり、**東京YMCA自体が旅行業登録をしている、ということです。従って、東京グリーンクラブが、旅行業社東京YMCA主催の船の会を　支援・お手伝いする分には、業法に抵触しない、ということになります。**

**［東京都知事7320　第2種平成30年8月2日　公益財団法人東京YMCA］
また、小学校、高等学校での課外授業について、
1）東京YMCAが主催であれば問題ない
2）東京グリーンクラブもしくは一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区のどちらかではNG。と思われます。**＞

* 山本さんに、たたき台を作っていただき、齋藤さんとメンバーに見てもらい、グリーンに返信する。
* 法律的な問題をプロとしてお願いする場合、どうするか詰める必要がある。ので、常任役員会で話し合う。
1. 今年の活動目標（検討事項）・・・法人のメリットを活かした　奉仕活動どんなものがある？
* 法人のメリットを活かした　内容の充実した奉仕活動のために何ができるか
* どのように進めるか？（助成金の獲得ばかりでなく社会の要求する奉仕活動の実践）
* フードバンク等成功しているところは沢山ある
* 法人でなければできないこと（法人だから優位に出来る事があるのか？）
* 社会が求める（要求する）奉仕活動どのようなものがあるか？
* ワイズの法人としてＹＭＣＡと協働して出来る事は何か？
* 活動するための　人材・物・資金をどのようにそろえるか　等の検討が必要である
* 以上ふまえて　今年１年じっくり検討して実践の体制造りをする

佐藤（別紙法人推進委員会規則 抜粋参照）資料を用いて説明

* いろいろなところから、新しい事業が立ち上がっている。法人委員会と共に、何か事業が見つかればいいと思う。一足飛びに立派なものができるとは思いませんが、地方性があるものができれば、フードバンク・子ども食堂などは、一つの候補。ユースアクションに伴走していますが、個々の事業が成長してこれも全国版になったらいい。
* 事業方針を決めたら、運営体制を決めなくてはいけない。しっかりと議論しなければならない。法人推進委員会でじっくりと1年かけて、何ができるか議論して煮詰めたい。
* **任意団体と一般社団方針との事業方針、運営体制との兼ね合いは？・・同一です**
* **ワイズの良いところはそれぞれがやりたいことをやるところ。任意団体を縛ることはしない。大前提としては任意団体と一社は同一と考えてください。**
* **来年の6月までに方針を決めたい。**
* **例えば、ユース事業（ユースアクション等）やCS事業（子供食堂等）をするために、資金確保、人材育成が必要となります。この支援として、法人推進委員会でモデル指定して補助金申請の支援をする。このような事を推進委員会で検討していただきたい。**
* 9月にCS委員会。各主査さんから各部の最新の情報をいただくことになっている。第1弾の全体像が見えてくるので、推進委員会に情報を提供します。第2弾で分類してみる。
1. 法人役員会のスリム化　１６人を５～６人にして　４～５年間の任期とする案
* 簡略化賛成
* 一社の任期2年に訂正したい。
* 年内までには、調整して、人数の縮小と任期を決めたい。
* そう簡単に結論は出ません。定款の変更には時間がかかる。任意団体との兼ね合いを考慮して、定款を決めた。今後どうするか。委員会で提案して、役員会で、決めることになる

次回は9月第三木曜日　　9月21日　午後7時から開催

以上